

# プロフェッショナル選手登録規定

一般社団法人ベストボディ・ジャパン協会（以下「甲」という）とプロフェッショナル選手（以下「プロ選手」という）登録を希望する者（以下「乙」という）は、以下の規定に基づき登録手続きを行います。

※本書は、プロ選手登録の条件・ルールを示す規定（雛形）です。

※実際の登録は、別途「プロフェッショナル選手登録契約書」への署名・捺印が必要です。

※本規定は予告なく変更される場合があります。

※「BEST BODY UNIVERSE」は、一般社団法人ベストボディ・ジャパン協会の登録商標です（登録番号：第 6849146 号）。

## 第 1 条（目的）

甲は、乙に対し、甲の設立したプロフェッショナル団体（プロ団体）である BEST BODY UNIVERSE へのプロ選手としての登録（プロカード獲得）及び出場権を付与し、乙はこれを承諾する。

## 第 2 条（登録期間）

本規定に基づく登録の有効期間は、登録が有効となった年の 12 月 31 日までとする。

## 第 3 条（プロカード獲得権利と登録）

1. BEST BODY UNIVERSE プロ選手選考会にてプロカード獲得権利を取得した者が、本規定に基づく手続きにより、BEST BODY UNIVERSE プロ選手として登録される。
2. プロカード獲得権利は、取得後 1 ヶ月間有効とする。ただし、甲は、乙の事情を考慮して有効期間を延長することができる。乙が、登録を希望する場合、有効期限内に甲に対し、登録の意思を書面にて伝える。
3. 乙が、有効期限超過により当該権利を消失した場合、再取得するためには、BEST BODY UNIVERSE プロ選手選考会にて改めて取得する必要がある。

## 第 4 条（登録料及び更新料）

1. 乙は甲に対し、以下の料金を甲が指定する期日までに支払う。
  - ① 初回登録事務手数料 33,000 円（消費税込）
  - ② 年間登録料（管理料、マネジメント料を含む）66,000 円（消費税込）※※登録期間が 1 年に満たない場合は、登録完了日を起算日として月割計算とする（1 ヶ月未満の端数は 1 ヶ月とする）。

2. 登録更新の場合、乙は甲に対し、以下の料金を甲が指定する期日までに支払う。
  - ① 更新事務手数料 5,500 円（消費税込）
  - ② 年間登録料（管理料、マネジメント料を含む）66,000 円（消費税込）
3. 支払方法は口座振込とし、振込手数料は乙が負担する。

#### 第5条（出場資格と出場料）

1. 登録期間中、乙は、BEST BODY UNIVERSE に出場することができる。
2. 乙が当該大会へ出場する場合、大会ごとに定められた出場料を別途甲へ支払う。出場料は、甲の公式ホームページ等にて都度告知される。

#### 第6条（賞金）

1. BEST BODY UNIVERSE の大会に設けられた賞金にかかる消費税は、内税表記とする。
2. 乙が賞金の設定された大会に出場し、甲より告知された順位に入賞した場合、乙は、賞金を受け取る権利を得る。
3. 甲は、大会開催日の翌月末日までに、口座振込により乙へ支払う。
4. 前項の支払いが遅延した場合、甲は、遅延した賞金に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の遅延損害金を乙に支払う。
5. 振込金額は、税法で定められた所得税を源泉徴収した残りの金額とし、振込手数料は甲が負担する。
6. 乙は、獲得した賞金を、事業所得として過不足なく申告する。乙の勤務先の就業規則等に抵触する等、賞金受領による乙の不利益について、甲は責任を負わない。
7. 乙が賞金を受け取った場合、当該大会出場日から登録満了日までの間、乙は本規定に基づく登録の解除を請求することができない。ただし、甲は、乙に第 12 条に該当する重大な違反行為が判明した場合は、この限りではない。

#### 第7条（出場制限）

登録期間中、乙は、甲が主催する BEST BODY JAPAN、MODEL JAPAN、MUSCLE MODEL&FITNESS MODEL、その他甲の指定する大会へ出場することができない。

#### 第8条（他団体との関係）

登録期間中、乙は、下記の行為を禁止される。

1. 甲と競合する他団体の開催する大会への出場、審査委員、司会及び運営スタッフ
2. 甲と競合する他団体とのプロ契約の締結

## 第9条（スポンサー契約）

登録期間中、乙は、第三者とスポンサー契約を締結することができる。ただし、以下の各項の要件を満たすこと。

1. 甲と競合する他団体とのスポンサー契約締結の禁止
2. 事前に甲の承認を得ること。ただし、甲は不当に拒否してはならない。
3. 承認されたスポンサー契約の締結・変更・終了後7日以内に甲に書面で報告すること
4. 乙または当該スポンサーは、甲に対し、スポンサー契約に基づく使用料として、甲が別途定める金額を、甲が別途定める時期及び方法により支払うものとする。

## 第10条（商標の使用）

1. 乙は、BEST BODY UNIVERSE の名称を利用する場合、代替として「ベストボディ・ユニバース」または「BBU」の名称を使用することができる。ただし、その他の略称、変形表記または類似表記を使用してはならない。
2. 乙は、BEST BODY UNIVERSE 及びその他の甲の知的財産（以下「本商標等」という）を商用利用する場合、事前に甲の書面による承認を得るものとする。ただし、甲は不当に拒否してはならない。非商用利用（例：SNS でのハッシュタグ、個人プロフィールへの記載等）の場合は、承認を要しない。
3. 前項の承認を得た場合、乙は、本商標等を甲の指定する使用基準に従って使用するものとする。
4. 乙は、本商標等の使用により生じた第三者との紛争について、甲に責任を負わせることはできない。

## 第11条（登録の更新）

本規定に基づく登録は、期間満了日までに、第4条第2項に定める更新料の支払いをもって、1年間更新される。甲は、乙に対し、事前に SNS・メール等により登録満了日の告知を行う。

## 第12条（登録の終了）

1. 本規定に基づく登録が期間満了または解除により終了した場合、乙は BEST BODY UNIVERSE プロ選手としての地位を喪失する。
2. 乙が再度 BEST BODY UNIVERSE プロ選手として登録を希望する場合、BEST BODY UNIVERSE プロ選手選考会において改めてプロカード獲得権利を取得し登録しなければならない。ただし、甲は、過去に BEST BODY UNIVERSE プロ選手として登録し、本規定の違反行為等により解除された者に対し、プロカード獲得権利の授与及び登録を拒否することができる。

### 第13条（登録の解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず登録を解除することができる。ただし、違反が軽微である場合は、甲は、乙に対し書面により是正を催告し、30日以内に是正されない場合に限り登録を解除できる。
  - (1) 登録料、出場料その他本規定に基づく金銭債務の支払いを遅滞したとき
  - (2) 本規定の条項に違反したとき
  - (3) 甲の名誉を毀損する行為を行ったとき
  - (4) その他、甲がプロ選手として不適格と認めたとき
2. 前項により登録が解除された場合、乙は既に支払った登録料等の返還を請求することはできない。

### 第14条（損害賠償及び違約金）

1. 乙が本規定に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し、その損害を賠償する責任を負う。
2. 乙が賞金を受け取った後、登録満了日までに違反行為を行ったときは、乙は受領した賞金の全額及び違約金100万円を甲に支払うものとする。

### 第15条（秘密保持）

甲または乙は、本規定に関連して知り得た業務上または技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。

### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）でないことを表明し保証する。
2. 乙が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、甲は直ちに登録を解除できる。

### 第17条（協議事項）

本規定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、誠実に解決するものとする。

### 第18条（管轄裁判所）

本規定に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定：2025 年 11 月 10 日

一般社団法人ベストボディ・ジャパン協会

代表理事 谷口智一